

大阪狭山市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和7年(2025年)11月25日

大阪狭山市監査委員

瀧 藤 憲 彦

北 好 雄

監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
なお、本監査は大阪狭山市監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の対象

1 対象グループ

- まちづくり推進部 都市政策グループ
- ・建築指導運営事業
 - ・建築物耐震対策事業
 - ・審議会事業
 - ・都市計画管理事業
 - ・南河内広域行政共同処理事業

総務部 行財政マネジメントグループ

- ・基金積立金
- ・特別会計繰出金
- ・行財政管理事業
- ・地方公会計整備事業
- ・行政評価システム推進事業
- ・特別会計繰出金（国民健康保険特別会計）
- ・特別会計繰出金（介護保険特別会計）
- ・特別会計繰出金（後期高齢者医療特別会計）
- ・下水道事業会計繰出金
- ・元金
- ・利子
- ・予備費

2 対象事務

令和7年4月1日から令和7年8月31日までに執行された財務及びその他の事務
ただし、必要に応じて令和6年度を含む。

第3 監査の着眼点

大阪狭山市監査基準及び大阪狭山市監査実施要領に基づき、不正、不適切な事務処理等の予防、発見、修正という合規性に主眼を置き、財務及びその他に関する事務が適正かつ効果的に執行されているかを着眼点として実施した。

第4 監査の実施内容

当該財務事務の執行に係る関係書類の提出を求めこれを閲覧、帳簿突合等を行うとと

もに、担当職員からの聞き取り、質疑を加える等の方法で実施した。

また、当該財務事務の内部統制の整備及び運用状況により監査対象のリスクの内容及び程度を検討のうえリスクの識別を行い、事故等の発生する可能性が高い事務事業に重点を置いた監査を実施した。

第5 実施場所及び日程

大阪狭山市役所庁舎内において令和7年9月12日から令和7年10月23日まで実施した。

第6 監査の結果

財務及びその他に関する事務については、関係法令等に則り適正に執行されているものと認められる。

行財政マネジメントグループにおいては、固定資産台帳システムに登録された資産記録と現物資産の整合性を維持するため、固定資産を所管する各グループに対し、少なくとも数年に一度、目視確認を含む棚卸しを実施し、その結果を基に固定資産状況を報告することを求める。これにより、本市の財政状況がより正確に反映されるよう対応することが望まれる。